

協働について

地域政策課市民協働推進室 2009. 02. 03

< N P O と行政との協働に関する基本方針 >

I 基本方針策定の考え方

策定の趣旨

近年の社会経済を取り巻く環境は、産業構造の変化や少子・高齢社会の到来、情報化・国際化の進展等により大きく変化しています。

また、人権の尊重やライフスタイルの変化に伴って、人々の価値観や市民ニーズも多様化しており、様々な分野において、これまでの制度や仕組みの見直しが求められる転換期を迎えています。

このような中、これまで無償性や奉仕性などが強調されたボランティア活動を、人々の生きがいや社会参加の形として積極的に捉えるとともに、NPOを、市民が必要とするサービスを迅速で柔軟に提供する、新たな社会的・経済的な主体として捉える動きが顕著になっています。

このような動きは、海外においても広くみられており、我が国においては、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、NPOの役割の重要性が広く社会に認識されるようになりました。そして、NPOを社会・経済的な主体として活動しやすくする法的整備の一環として、平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、全国で3,800団体（平成13年3月30日現在）、高松市で11団体（平成13年3月30日現在）が特定非営利活動法人（NPO法人）の認証を取得しています。

本市においては、これまで、社会福祉法人などの公益的な法人や、自治会などの団体等と、密接な連携を取りながら市政を進めてきました。このような既に協働関係にある団体に加え、NPOとの協働が、今日の自治体にとって新たな課題となっています。

このような状況に対応し、本市では、平成11年4月に、市民活動促進のあり方について検討するため、公募委員を中心に、「高松市ボランティア・市民活動推進検討委員会」を設置しました。そして、同年12月に、同委員会から「市民活動が拓く21世紀のまちづくり」の提言が市長に提出されました。

この提言を踏まえ、本市におけるNPOと行政との協働によるまちづくりを進めるため、『NPOと行政との協働に関する基本方針』を策定するものです。

II 協働の考え方

1 協働の概念

この基本方針において「協働」とは、協働するそれぞれの主体が、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のために、共に取り組む関係です。

これからのまちづくりには、市民、企業、行政が、それぞれ独自の機能に応じた役割分担をして、協働で問題解決を図ることが大切です。

2 市民活動の概念

この基本方針において「市民活動」とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するため、社会的課題の解決に自発的・主体的に取り組む、営利を目的としない活動をいいます。したがって、この市民活動には、個々の市民が行うボランティア活動と組織的な団体が行う活動が含まれます。

市民活動には、公益と共益を共に目的とした自治会や衛生組合などの団体が行う公益活動や、本来、構成員相互の福利増進を目的としている同窓会や文化・スポーツクラブなどの共益的団体の行う公益活動も含まれます。

3 NPOの概念

この基本方針において協働の対象となる「NPO」とは、自発性、公益性、非営利性のある市民活動を行う組織体で、特定非営利活動法人格の有無は問わないものとします。ただし、次に掲げるものを除きます。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするもの
- ③ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするもの
- ④ 暴力団または暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体（特定非営利活動促進法第12条第3項に定める団体）

4 NPOとボランティアとの関係

ボランティアは、自発的に公益性のある活動を、「無報酬」で行う個人をいいます。NPOは、このようなボランティア活動を生み出し、促進する役割を担うとともに、ボランティア活動もNPOを支える関係にあります。

したがって、個々のボランティア活動が活発化することが重要で、これらの活動が組織化されて大きな力となることが期待されます。

5 NPOに期待されている役割

NPOには、一般に、次のような社会的役割を担うことが期待されます。

- (1) 多様化する市民ニーズに対応し、多様な社会サービスの新たな担い手となる。

NPOには、行政や企業の提供には向かない、または対応が難しい市民ニーズに対応するサービスを、多様に提供することが期待されます。

- (2) 市民本位の地域社会をつくる。

NPOには、地方分権が進む中で、個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりに重

要な役割を持つと共に、その活動の広がりが、市民本位の地域社会を実現する原動力となることが期待されます。

(3) コミュニティを再構築する。

NPOには、自治会などの団体とも連携し、新しいネットワークを地域でつくりだすことにより、共に協働してコミュニティを再構築していくことが期待されます。

(4) 市民の自己実現や学習活動の機会を多様に提供する。

少子・高齢化などによるライフスタイルの変化や、価値観の多様化による生き方・働き方の多元化により、生涯を通しての自己実現や学習活動を求める欲求が強くなっています。このような中、NPOには、家庭、学校、職場、地域にとどまらない多様な社会参加の場を提供し、市民の自己実現や学習活動の機会を拡大することが期待されます。

(5) 市民の立場に立ったより良い社会を築く力となる。

NPOには、市民ニーズや地域の課題に先駆的に取り組み、共感の輪を広げ、政策提言等を行うことにより、より良い社会を築くことが期待されます。

(6) 新しい雇用の機会を提供する。

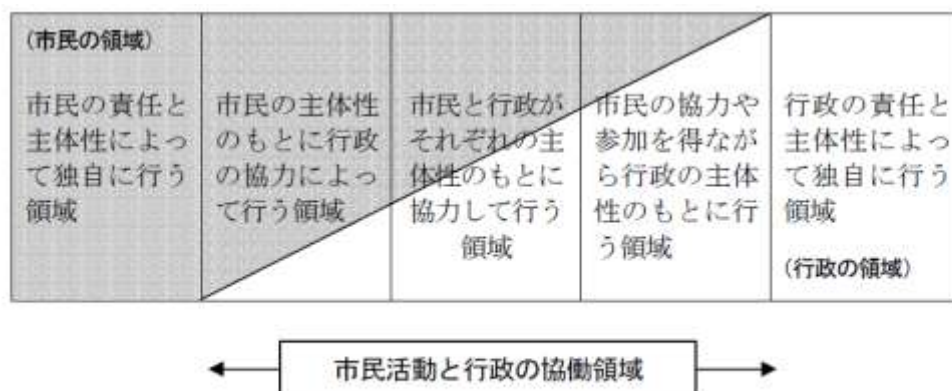
NPOには、公共的・公益的な社会サービスを提供する力をつけることにより、働く場を創出し、雇用を拡大することが期待されます。

<NPOと行政との協働を進めるための指針>

協働の領域

次に示す図は、公共的サービスの提供について、市民・NPOと行政の関係には多様なレベルがあることをモデル的に表したものです。どのような役割分担と責任の範囲が適切か、どのように協働が進むことが良いのかなどについては、一つの決まった形があるわけではなく、協働で取り組もうとする相手と現状認識をすりあわせ、合意しながら決めていくことが重要です。

なお、協働の形態については、「後援」、「補助」、「共催」、「事業協力」、「委託」、「政策提言・企画立案」等があります。



平成11年3月横浜市市民活動推進検討委員会報告書より

NPOについて

NPOの定義

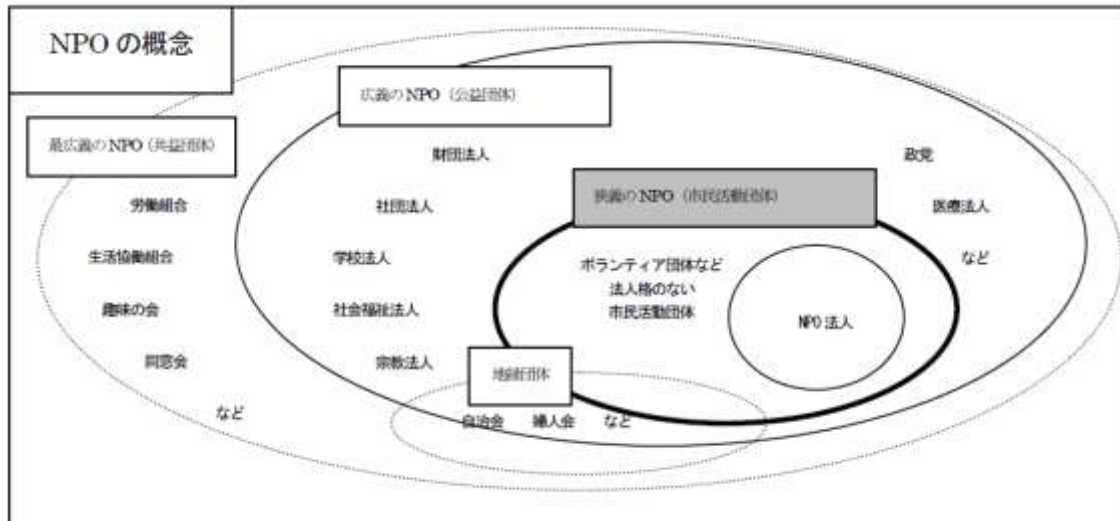
NPO (Not for Profit Organization もしくはNonprofit Organization) とは、民間の非営利組織のことで、営利を目的としない団体の総称です。

本市では、NPOを次のように定義します。

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するため、社会的課題の解決に自発的・主体的に取り組む、営利を目的としない活動を行う組織体で、特定非営利活動法人格の有無は問わないものとします。ただし、次に掲げるものを除きます。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするもの
- ③ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするもの
- ④ 暴力団または暴力団もしくはその構成員の統制のもとにある団体（特定非営利活動促進法第12条第3項に定める団体）

※本市におけるNPOの定義は、「狭義のNPO」にあたります。



「NPOと行政との協働を進めるための指針」から抜粋

高松市における協働推進事業の取り組み経過

年度	内容
7	◇阪神・淡路大震災発生により、ボランティア活動などの重要性が社会的に認識される
9	◆9月 高松市ボランティア総合窓口を市民相談コーナー（市庁舎1階）に設置
10	◆4月 市民生活課にボランティア係新設
	◇12月 特定非営利促進法施行
11	◆2月 高松市ボランティア・市民活動支援推進本部の設置 （職員で構成する庁内市民活動支援推進組織）
	◆4月 高松市ボランティア・市民活動推進検討委員会設置 （公募委員等市民で構成する市民活動推進検討組織）
	◆12月 高松市ボランティア・市民活動推進検討委員会が提言書 「市民活動が拓く21世紀のまちづくり」提出 ※提言にボランティア・市民活動センターのあり方等について報告
12	◆5月 高松市市民活動団体と行政との協働づくり委員会設置 （市民等で組織する市民と行政との協働推進組織）
13	◆1月 高松市ボランティア・市民活動センター開設（公設公営）
	◇2月 高松市市民活動団体と行政との協働づくり委員会が提言書 「21世紀 高松市参加協働型社会への提言」提出
	◆4月 「高松市市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画」策定
15	◆2月 各所属長を対象とした協働推進人材養成講座（5回シリーズ）を開催
	◆11月 NPOと行政の協働を進めるための指針策定
16	◆4月 高松市ボランティア・市民活動センター管理運営を特定非営利活動法人に委託（公設民営）
18	◆4月 高松市協働企画提案事業の実施
19	◆4月 NPOと行政との協働に関する基本計画（改訂版）策定
20	◆4月 高松市協働のまちづくり推進本部設置
	◆ 協働推進員制度導入
	◆ 協働推進人材養成研修【全体研修0.5日×1回】 （協働推進調整員、協働推進員対象165名） 協働推進人材養成研修【実践研修1.5日×3回】 （協働推進員対象154名）

「協働推進への取り組み」から抜粋

協働推進員制度および高松市協働のまちづくり推進本部会の設置について

1 協働推進員制度の設置

市民の参画や協働を積極的に推進し、総合計画に掲げる「参加・協働で進める地域コミュニティを軸としたまちづくり」を実現するため、地域コミュニティ協議会やNPOからの公益性のある計画や事業提案をまちづくりにいかしたり、庁内の横断的な連携によって知恵を出し合いながら、課題解決ができる体制とするための一環として平成20年度から運用を開始します。

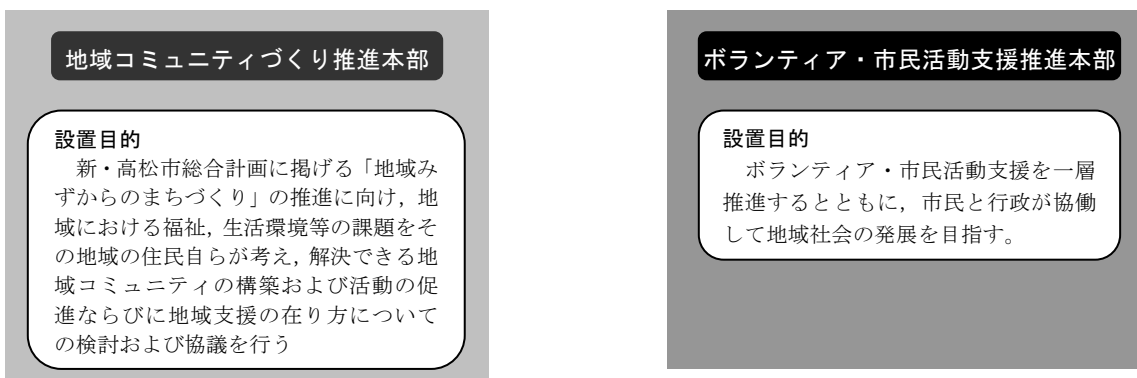
- 協働推進調整員（各部局幹事課担当次長）
 - ・ 複数課にまたがる事案の庁内調整
 - ・ 協働事業の総合調整
 - ・ 複数課にまたがる検討課題の提案と情報交換
- 協働推進員（各課係長級以上職員等1人，各支所・出張所1人）
 - ・ 協働事業の問い合わせ等への対応と情報共有
 - ・ 協働事業実施に伴う協議等の会への出席，事業報告書作成等
 - ・ コミュニティプランの見直し等地域コミュニティ支援業務
 - ・ 協働推進調整員の指示等による具体的な調整業務
 - ・ 所属長への報告等

2 高松市協働のまちづくり推進本部の設置

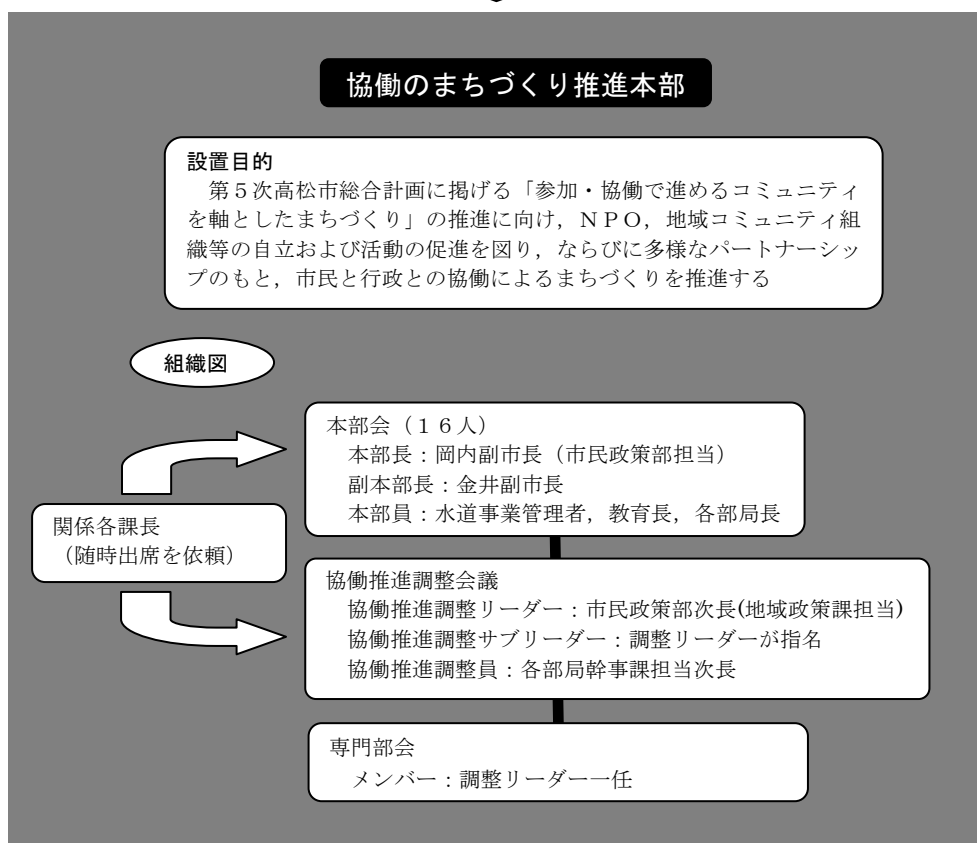
現在の「高松市地域コミュニティづくり推進本部」「高松市ボランティア・市民活動支援本部」を地域コミュニティ協議会とNPOとの連携の促進や，市民活動と行政施策の総合的な連携の推進などの観点から統合し，新たに，「高松市協働のまちづくり推進本部」を設置します。

また，本部会は，「協働推進員制度」と連携する必要があることから，「協働推進調整会議」を本部会の下に位置付け，調整会議を庁内連携，協議組織とします。

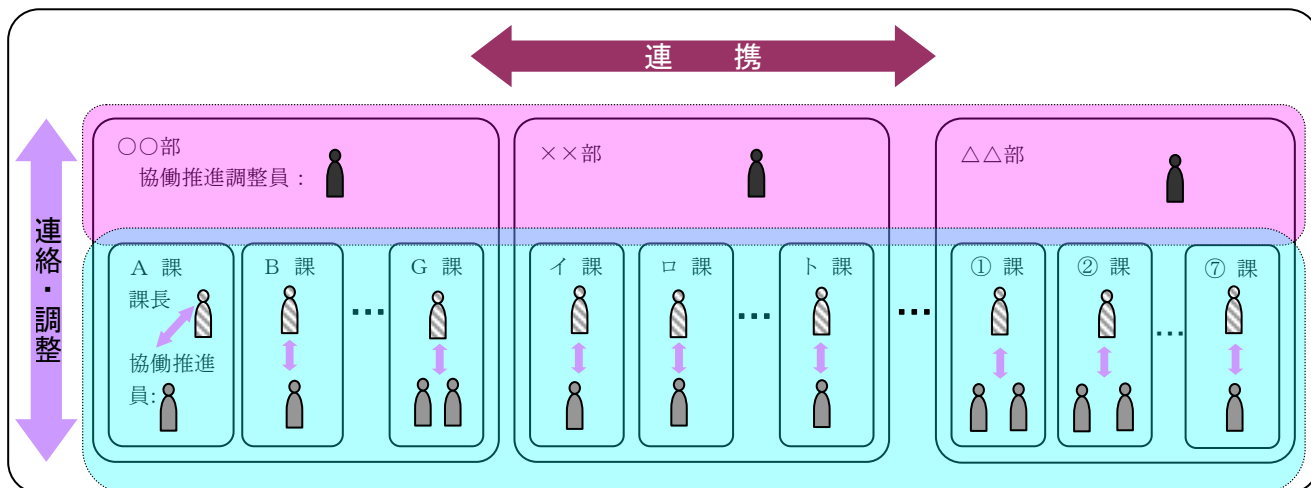
高松市協働のまちづくり推進本部図



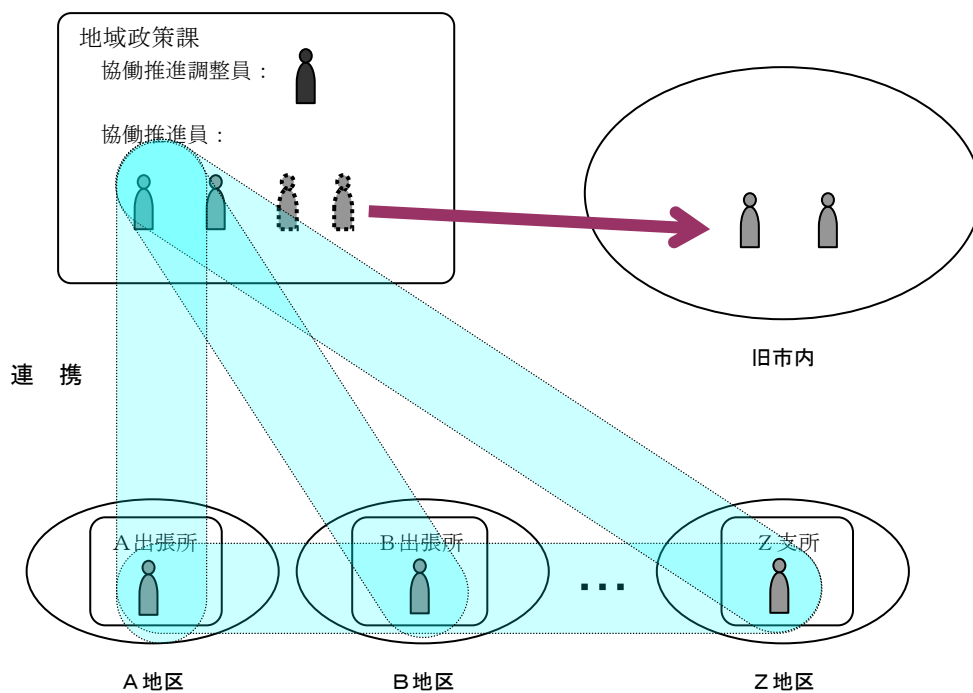
上記2本部会を統合
■統合の趣旨：市民との協働によるまちづくりを、市として一体的に取り組み、推進するため



全庁連携イメージ



地域展開イメージ



「協働のまちづくり推進本部図」

協働のまちづくりスペースの設置について

1 協働のまちづくりスペース設置目的

合併町における支所の空きスペースの有効活用の方策として、市民と行政また、市民同士が情報交換等をしながら、地域における課題や、まちづくりについて考えたり、計画を策定したり、活動を実践する場として「協働のまちづくりスペース」を設置します。

なお、より多くの市民が利用することのできる場となるよう本スペースは共用スペースとしています。

2 平成20年度設置予定場所

塩江支所・牟礼支所・庵治支所・国分寺支所

*香川、香南支所については、対応可能となった支所から順次設置する予定。

3 協働のまちづくりスペースの機能

(1) コミュニケーション機能

まちづくり計画を考えるなど市民と行政との情報交換、政策提案などに対応

(2) 各種団体の活動拠点機能

15人程度までの会議や団体間の交流・作業の場を提供

(3) 情報収集・発信、広報・啓発機能

チラシやポスターなどを置いて、NPO等や高松市のイベント、ボランティア募集等の情報発信・情報収集

4 利用時間 平日 午前8時30分から午後5時

5 利用可能団体および個人

- (1) NPO、地域団体等営利を目的とせず、本市を主な活動範囲とする公益的な団体（政治・宗教を目的とする団体は除く）
- (2) 協働のまちづくりスペースの利用目的に沿った活動をしようとする個人

H20年度NPOと行政との協働に関する基本計画〔改訂版〕事業進捗調査結果

1 調査目的

平成19年4月に「NPOと行政との協働に関する基本計画〔改訂版〕」を策定し、各課において積極的に協働を推進しているが、本市における協働の現状と課題を把握するため、同基本計画の施策体系該当事業を調査。

2 調査方法

別紙調査票による全庁照会（基準日：平成20年6月1日）。

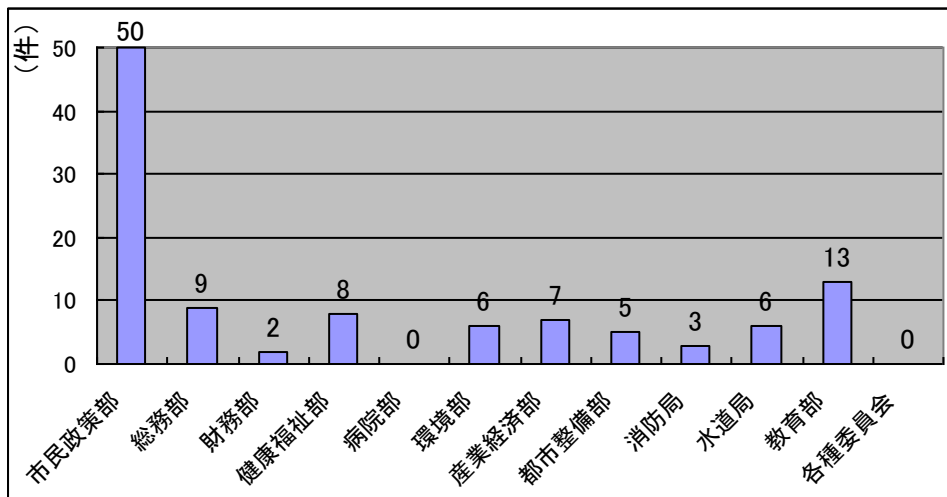
3 調査期間

平成20年8月1日～8月29日

4 回答数

回答課（室）数	33課（室）
回答事業数	109件（再掲含む）

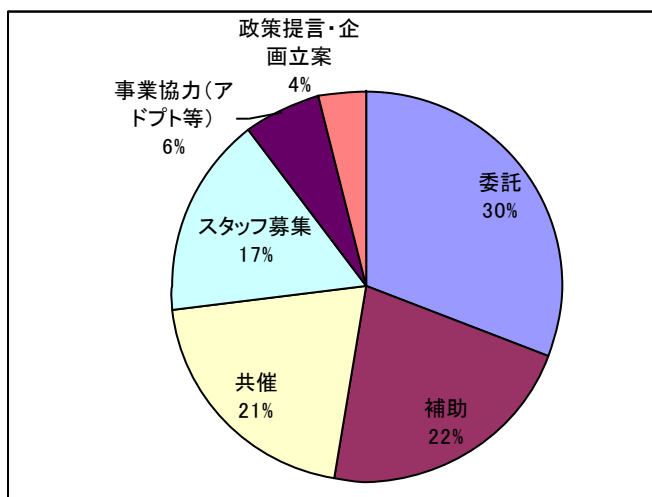
A <部局別>NPOと行政との協働に関する基本計画〔改訂版〕該当事業



B <施策体系「事業名」別>NPOと行政との協働に関する基本計画〔改訂版〕該当事業

施策体系「事業名」	合計
① ボランティア・市民活動支援推進本部等の機能の充実	1
② 積極的に市民の提案を活かすことができる体制整備	5
③ NPOと行政との協働づくり委員会等第三者機関による協働事業の検証	1
④ 附属機関等の会議の公開と委員公募の推進	10
⑤ 情報開示と施策の計画等への市民参画の促進	8
⑥ 協働の視点からのNPOと行政の領域整理	2
⑦ 協働事業の積極的な推進	47
⑧ NPOの質的向上のための適切な支援体制の整備	6
⑨ 協働事業の適正な評価と、結果をフィードバックするしくみの構築	1
⑩ ボランティア・市民活動センター事業の充実	1
⑪ コミュニティセンター機能の充実	2
⑫ 公共施設の分かりやすい利用規定の整備	4
⑬ ボランティア活動等市民活動情報の効果的な発進と相談機能の充実	2
⑭ 市民活動と地域コミュニティ活動の連携促進	3
⑮ NPOや企業、行政等の交流・ネットワークづくりの促進	2
⑯ コーディネート機能の充実	1
⑰ 職員および市民対象の人材養成講座の実施	6
⑱ 熟年層を対象とした市民活動への理解促進と参加機会の提供	5
⑲ 児童・生徒のボランティア活動の実施	1
⑳ 教職員の社会体験研修の実施	1
総計	109

C <協働の形態別>



協働の形態	計
委託	24
補助	17
共催	16
スタッフ募集	13
事業協力(アドプト等)	5
政策提言・企画立案	3
総計	78

D <協働の形態別 事業例>

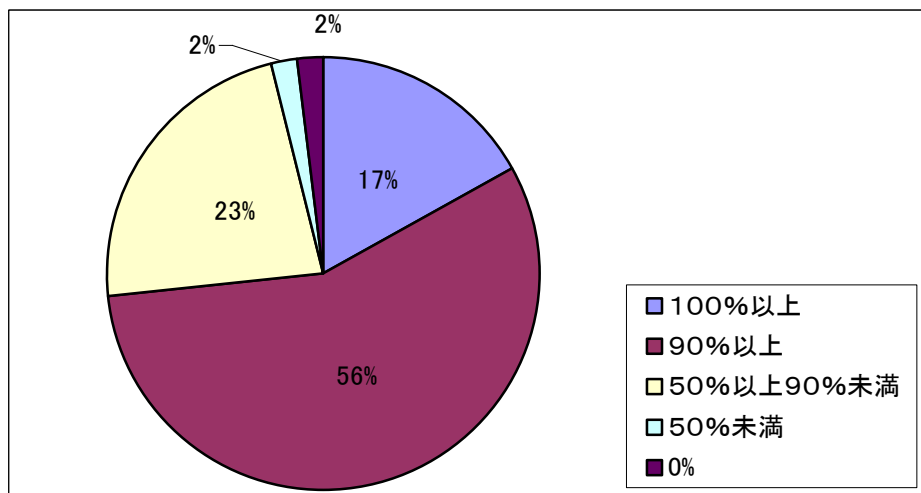
協働の形態別での主な事業例		
委託	高松市協働企画提案事業	市民協働推進室
	子育て支援総合情報発信事業委託	こども未来課
補助	生涯学習センター遊友塾事業	生涯学習センター
	文化団体活動補助	文化振興課
共催	「ふるさと探訪」開催事業	国際文化振興課
	まなびCAN・子ども教室事業	生涯学習センター
スタッフ募集	クリーン作戦の実施	環境指導課
	美術作品解説ボランティア事業	美術館美術課
事業協力 (アドプト等)	たかまつマイロード	道路課
	公園愛護会による公園管理事業	公園緑地課
政策提言・ 企画立案	第4次高松市行財政改革計画(案)に対するパブリックコメントの実施	行政改革推進室
	高松・まちづくりふれあいトーク ～市民と市長の対話集会～	企画課

E <協働の度合い>

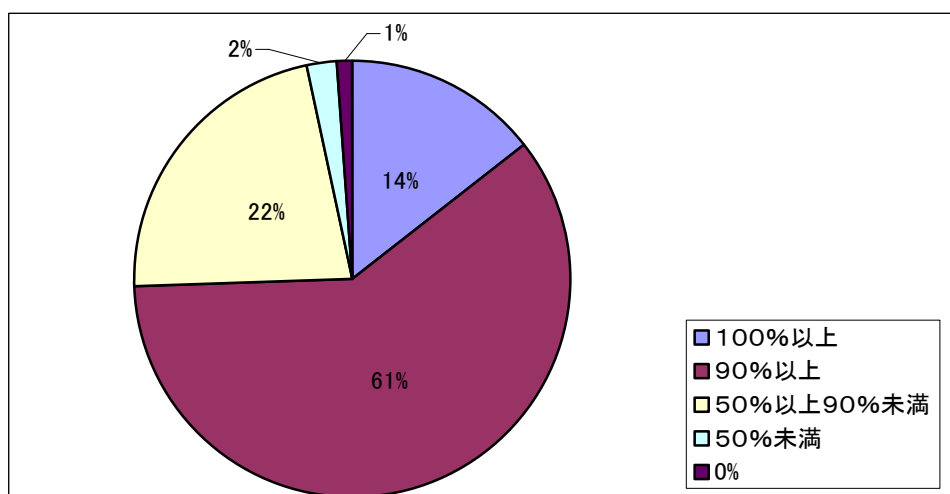
A 企画段階への参画	B 協働事業の協議	C 協働事業の実施	D 評価と改善	E 実施プロセスの公開
57	55	69	47	44

(複数選択可)

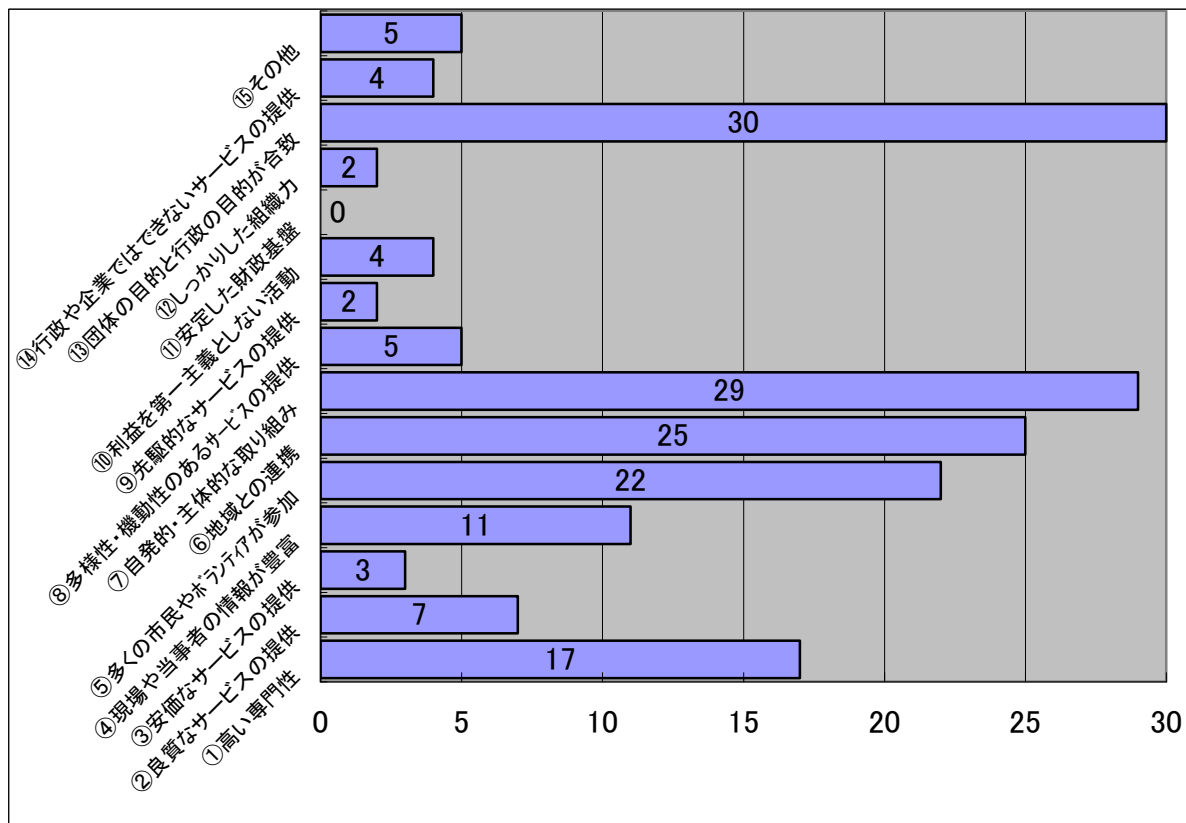
F <事業計画達成率>



G <協働による効果・成果の満足度>

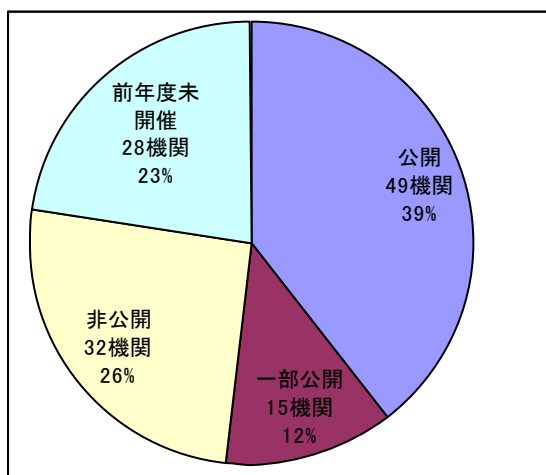


H <協働による満足度の主な理由>

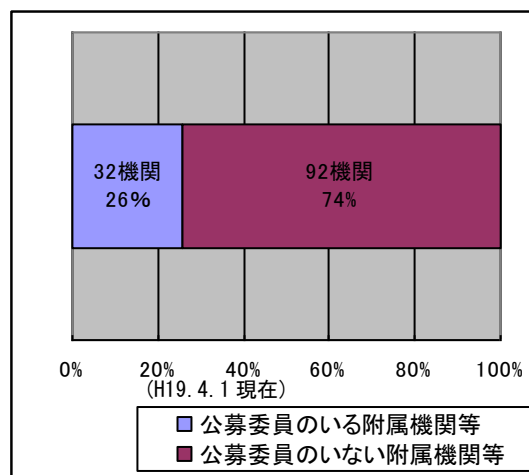


(1事業につき2項目まで選択可)

I 附属機関等における会議の公開



J 附属機関等における公募委員



[共通] ・データは総務課の調査資料より(基準日:H20.4.1)。
 ・調査対象は市職員以外の者を含む附属機関等(124機関)。
 [グラフJ] ・一部公開・・・特定の議題、審議等に関する部分以外は公開としたもの。

「H20年度NPOと行政との協働に関する基本計画〔改訂版〕事業進捗調査結果」から抜粋